

令和4年 地方分権改革に関する提案募集

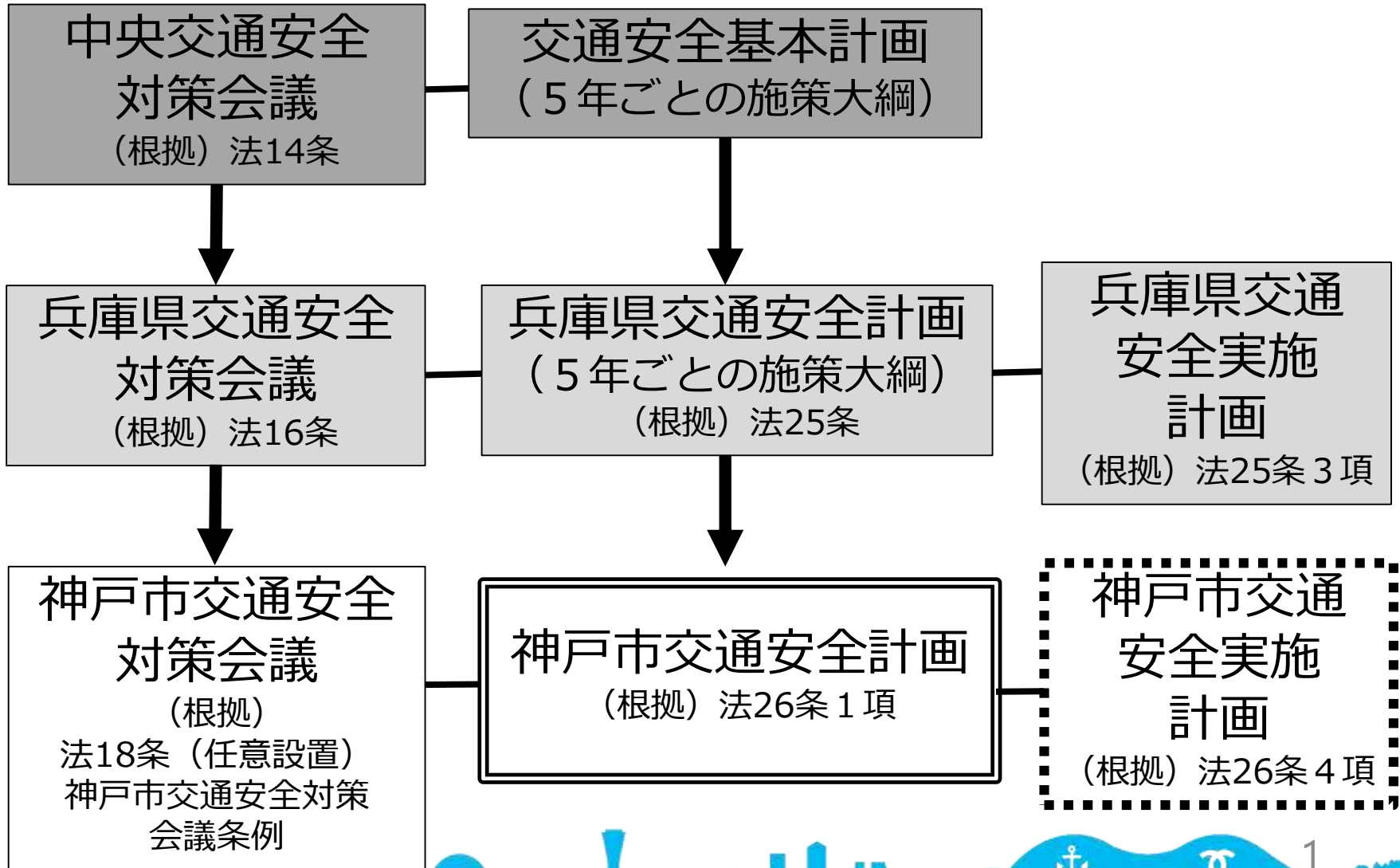
**交通安全対策基本法における
市町村交通安全計画の策定に関する
努力義務規定の廃止**

34

令和4年6月29日
神戸市 危機管理室



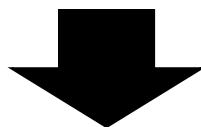
交通安全施策体系



政令指定都市の市町村交通安全計画の策定状況

○平成23年8月、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の成立により、交通安全対策基本法第26条（市町村交通安全計画等）の規定が改正。

計画作成は“**義務**”から“**努力義務**”に見直しされた。



○第11次（令和3年度～）市町村交通安全計画を策定・公表している政令指定都市 **17/20都市（85%）**

※交通安全実施計画（単年度計画）に一本化した横浜市を含む

※HPで確認できたもの



○**努力義務 = 実質的な義務付け？**



交通安全計画の策定にあたっての課題 ①

○交通安全計画の策定には、交通安全対策会議の開催や、市民意見の募集（パブコメの実施）のほか、計画案づくりの段階から庁内関係部局や警察、外部機関の協力が不可欠となる。

37

○すでに県計画では、5年ごとの交通安全に関する様々な施策の大綱として、その時代における諸課題を反映した計画が作成されているため、市町村計画の存在意義や必要性が乏しい。



交通安全計画の策定にあたっての課題 ②

～第10次神戸市計画策定の事例報告～

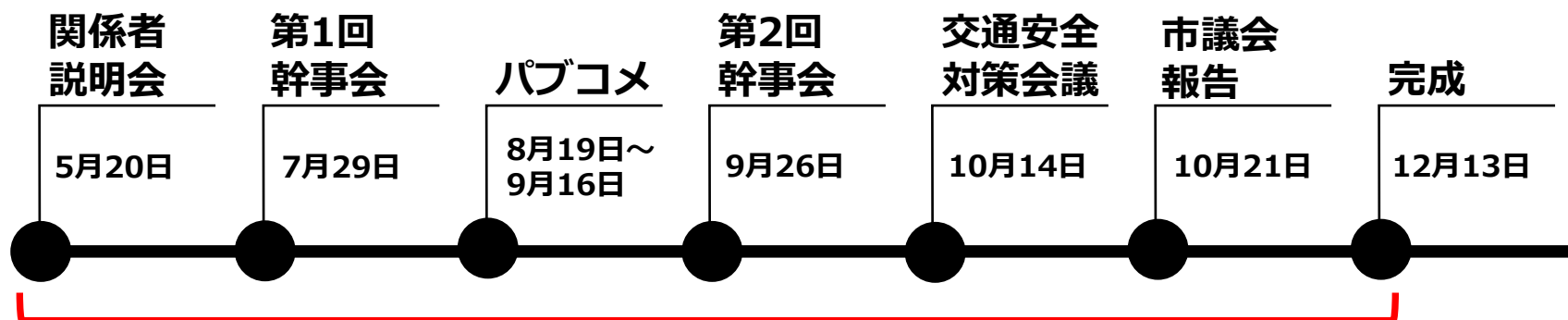
- 策定作業には**時間**と**手間**がかかる。
→現場の交通安全施策に費やす時間が減る。

時間：計画策定期間は**7ヶ月**

手間：幹事会、パブコメ、交通安全対策会議等で審議
29回の修正作業が発生

38

例) 第10次神戸市交通安全計画 策定スケジュール(平成28年度)



関係者説明会から計画完成までの期間 = 7ヶ月

計画の修正回数 = 29回



市民に近い自治体として現場レベルの展開 ～地方公共団体の責務（法4条・38条関係）～

○神戸市は、一般財団法人兵庫県交通安全協会と協力し、神戸市交通安全指導員（昭和45年～）を市内警察署に配置し、警察と密接に連携し、交通安全教室（令和3年度実績1,180回）や啓発活動を展開。

39

○道路管理者が警察と連携し、歩行者の安全確保や円滑な道路交通の向上に向けて、道路環境の整備を促進。

○市バスや地下鉄、新交通システムは、交通管理者や事業者により、関係法令等に沿った適切な運行管理を実施。



神戸市の提案内容と効果

<提案内容>

県計画と重複する内容となる市町村計画の作成を求める必要性を見直し、**市町村に対する交通安全計画策定の努力義務規定を廃止**する。

<効果>

計画策定に費やす時間を現場レベルでの交通安全施策の活動に充てることが可能に。



参考資料 ①

＜神戸市交通安全対策会議委員＞ ※第10次神戸市交通安全計画策定時

○【会長】神戸市長

○【委員】

神戸地方気象台長、近畿地方整備局兵庫国道事務所長

ト 兵庫県政策創生部長、兵庫県県土整備部長、兵庫県教育長
兵庫県警察本部交通部長、神戸市副市長

神戸市

危機管理監・理事、保健福祉局長、こども家庭局長
環境局長、建設局長、住宅都市局長、みなと総局長
交通事業管理者、代表区長、保健所長
市看護大学長、教育長、消防長

○委員のほか、実務担当者による幹事会を構成

参考資料 ②

<交通安全対策基本法（ぬきがき）> 昭和45年法律第110号

（市町村交通安全対策会議）

第18条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

（市町村交通安全計画等）

第26条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

